

犯罪収益移転危険度調査書 (令和3年)

概要版

- 犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会は、毎年、特定事業者等が行う取引の種別ごとに、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を作成・公表している。
- 特定事業者は、調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- 本資料は、令和3年12月に公表された調査書を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については調査書の全体版を御参照頂きたい。

目次

1. 調査書目次	①
2. 我が国の環境	②
3. マネー・ローンダリング事犯等の分析 （主体、手口、疑わしい取引の届出）	③ ~ ⑧
4. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	⑨ ~ ⑪
5. 商品・サービスの危険度	⑫ ~ ⑱
6. 今後の取組	⑲ ~ ⑳

1. 調査書目次

		項目	主な記載事項
	はじめに	経緯・目的・調査書の概要	調査書の作成・公表の経緯・目的、調査・分析結果の概要
第1	危険度調査の方法等	FATFガイダンス、本危険度調査	リスク要素、評価プロセス、調査に用いた情報
第2	我が国の環境	地理的環境	北東アジア地域にある島国
		社会的環境	人口減少、高齢化の進展
		経済的環境	世界第3位の経済規模、世界有数の国際金融センター
		犯罪情勢等	サイバー犯罪の増加、テロの脅威の継続
第3	マネー・ローンダリング事犯等の分析	主体	暴力団・特殊詐欺の犯行グループ・来日外国人犯罪グループ
		手口	前提犯罪（窃盗・詐欺・薬物事犯等）ごとの犯行形態・手口
		疑わしい取引の届出	業態別の届出受理件数、捜査等に活用された情報数
第4	取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	取引形態と危険度	非対面取引・現金取引・外国との取引
		国・地域と危険度	イラン・北朝鮮
		顧客の属性と危険度	反社会的勢力・国際テロリスト・非居住者・外国の重要な公的地位を有する者・法人
第5	商品・サービスの危険度	危険性の認められる主な商品・サービス	特定事業者等（預金取扱金融機関・資金移動業者・暗号資産交換業者等）が取り扱う商品・サービス
第6	危険度の低い取引	危険度を低下させる要因危険度の低い取引	危険度を低下させる要因（資金の原資が明らかな取引・国又は地方公共団体を顧客等とする取引等）を有する取引
	今後の取組	－	所管行政庁・特定事業者の今後の取組

2. 我が国の環境

2

✓ 地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の観点から我が国を取り巻く環境を概観した概要は次のとおり。

環境	調査・分析結果
地理的環境	<ul style="list-style-type: none">我が国は、北東アジアと呼ばれる地域にある島国で、他国との間での人の往来や物流は海空港を經由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。
社会的環境	<ul style="list-style-type: none">我が国の令和2年10月1日時点の総人口は1億2,622万7千人であり、10年前と比較して1.4%減少した。令和2年10月1日時点の総人口に占める65歳以上人口の割合は過去最高の28.8%となり、10年前と比較して5.8ポイント増加し、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。今後、総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより、高齢化は更に進展していくものと推定される。
経済的環境	<ul style="list-style-type: none">我が国は、世界経済の中で重要な地位を占めており、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の経済規模を誇る。また、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。グローバル化し高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等を行うための様々な手段・方法を提供することとなる。
犯罪情勢等	<ul style="list-style-type: none">刑法犯認知件数の総数については、令和2年は前年に引き続き戦後最少を更新した。刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合は、平成21年以降増加傾向にある。サイバー犯罪については、令和2年中の検挙件数は過去最多となった。警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数も増加の一途をたどっている。国際テロ情勢としては、世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）

3

- ✓ マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、「暴力団」、「特殊詐欺の犯行グループ」及び「来日外国人犯罪グループ」がある。それぞれの調査・分析結果の概要は次のとおり。

主体	調査・分析結果
暴力団	<ul style="list-style-type: none">暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行し、巧妙にマネー・ローンダリングを行っており、我が国におけるマネー・ローンダリングの大きな脅威となっている。
特殊詐欺の 犯行グループ	<ul style="list-style-type: none">近年、我が国においては、特殊詐欺の認知件数と被害額が高い水準にある。令和2年中の被害（認知件数 13,550件、被害総額 約285億円）は大都市圏に集中しており、東京・神奈川・千葉・大阪・兵庫・埼玉・愛知の7都府県で、認知件数全体の71.0%を占めている。特殊詐欺の犯行グループは、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している。自己名義の口座や、架空・他人名義の口座を、遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。
来日外国人 犯罪グループ	<ul style="list-style-type: none">外国人が関与する犯罪は、その収益の追跡が困難となるほか、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化をする傾向を有する。来日外国人による組織的な犯罪の実態として、中国人グループによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 1/4

4

- ✓ マネー・ローンダリングの前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。
- ✓ 主たる前提犯罪の犯行形態とマネー・ローンダリングの手口についての調査・分析結果の概要は次のとおり。

前提犯罪		調査・分析結果
窃盗	犯行形態	<ul style="list-style-type: none">・ 窃盗は、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。令和2年中における窃盗の被害総額は約502億円となっている。
	手口例	<ul style="list-style-type: none">・ ヤードに持ち込まれた自動車が盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもの・ 侵入窃盗で得た多額の硬貨を他人名義の口座に入金し、その後相当額を引き出して、事実上の両替を行うもの・ 盗んだ高額な金塊を会社経営の知人に依頼して、金買取業者に法人名義で売却させるもの・ 中国人グループ等が不正に入手したクレジットカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所を指定するなどして受領するもの
詐欺	犯行形態	<ul style="list-style-type: none">・ 特殊詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、架空・他人名義の預貯金口座を利用したり、法人による正当な取引を装ったりするなどして、多額の犯罪収益を生み出している。令和2年中における詐欺の被害額は約640億円となっている。
	手口例	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人が帰国する際に犯罪グループに売却した個人名義の口座が特殊詐欺の振込先に悪用されたもの・ 特殊詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義の口座を開設して悪用したもの

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 2/4

5

前提犯罪	調査・分析結果	
電子計算機 使用詐欺	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> インターネットバンキングに係る不正送金事犯に関しては、その被害の多くが、SMSや電子メールにより、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導し、そこで入手したID・パスワード等を用いて被害者の銀行口座から不正に送金されたものと考えられる。 特殊詐欺については、暴力団の関与が認められる。また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、国際犯罪組織の関与が認められ、犯罪組織が多額の犯罪収益を獲得するために、それらの犯行を行っている実態が認められる。
	手口例	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用してATMを操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に送金上限額を不正に振り込むもの 中国に存在する犯罪組織が日本の金融機関に不正アクセスを行い、他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの 暗号資産ウォレットサービスのサーバへの不正行為により得た暗号資産を、犯人が管理する分散型暗号資産取引所の匿名アカウントに移転するもの
出資法/ 貸金業法違反	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等が認められる。その態様には、多重債務者の名簿に記載された個人情報に基づきダイレクトメールを送り付けるなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。 近年では、貸金業の登録を受けずに「給与ファクタリング」等と称して、個人が使用者に対して有する貸金債権を買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて当該債権に係る資金の回収を行うものもある。 令和2年中のヤミ金融事犯の検挙状況をみると、被害金額は43億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。また、暴力団が反復継続してヤミ金融を営み、有力な資金源としている実態が認められる。
	手口例	<ul style="list-style-type: none"> 他人名義、架空の事業者名義等で開設した私書箱に返済金を送付させるもの 借受人との間で架空の販売契約を結び、これを後払い決済することで返済金を入手するもの

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 3/4

6

前提犯罪	調査・分析結果	
入管法違反	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持等するもの、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんする不法就労助長等がみられる。不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。 令和2年中の入管法違反の検挙件数は6,534件で前年比10.8%増加しており、また偽造在留カード所持等の検挙件数は790件で、計上が開始された平成25年以降で最多となっている。
	手口例	<ul style="list-style-type: none"> 偽造在留カード販売代金を他人名義の口座に振り込ませたもの 暴力団員が不法就労助長で得た犯罪収益と知りながら、みかじめ料として現金を収受したものの
常習賭博/ 賭博場開帳 等図利	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。令和2年中には、賭博場開帳等図利事件に関し、売上金等である現金約1億5,860万円について起訴前没収保全命令が発せられた事例がある。
	手口例	<ul style="list-style-type: none"> オンラインカジノによる賭博事犯において顧客から支払われる賭け金を借名口座に振り込ませるもの 野球賭博等において配当金を他人名義の口座に振り込ませて受け取るもの 賭博事犯によって得られた犯罪収益を、情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理するもの

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口） 4/4

7

前提犯罪	調査・分析結果	
風営適正化法 /売春防止法 違反	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団が違法な風俗店等の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例がみられ、風俗店等の経営が暴力団の資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等している外国人が違法に風俗店等で稼働している事例や、暴力、脅迫等を用いて売春を強要された人身取引事犯もみられる。
	手口例	<ul style="list-style-type: none"> 違法風俗店等に女性をあっせんした見返りとして自己名義の口座に収益を振り込ませるもの 暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして収受するもの
薬物事犯	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 覚醒剤事犯については全薬物事犯の6割以上を占め、依然として覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれる。令和2年中の覚醒剤事犯の検挙人員の4割以上を暴力団構成員等が占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。 大麻事犯については、全薬物事犯の3割以上を占め、その割合は平成25年以降増加しており、特に若年層を中心に検挙人員の増加が顕著である。大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。 近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流通過程にも深く関与していることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、令和元年、約587キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。令和2年中の薬物密輸入事犯については、航空機を利用した携帯密輸入が減少し、国際宅配便や郵便物を利用した密輸入の占める割合が高くなっている。
	手口例	<ul style="list-style-type: none"> 手渡しや郵送により覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させたもの 宅配便等により大麻等の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させたもの

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（疑わしい取引の届出）

- ✓ 令和2年中の疑わしい取引の届出受理件数を届出事業者の業態別にみると、銀行等が31万9,812件で届出全体の74.0%と最も多く、次いでクレジットカード事業者（2万9,138件、6.7%）、貸金業者（2万5,255件、5.8%）の順となっている。
- ✓ 令和2年中に都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は32万5,643件であった。

【業態別の疑わしい取引の届出受理件数】

区分	年	平成30年	令和元年	令和2年
		件数	件数	件数
金融機関等		401,155	415,299	402,868
預金取扱機関		363,380	366,973	342,226
銀行等		346,014	344,523	319,812
信用金庫・信用協同組合		14,375	19,487	19,793
労働金庫		467	371	300
農林等		2,524	2,592	2,321
保険会社		2,671	2,876	2,635
金融商品取引業者		13,345	17,116	17,933
貸金業者		12,396	17,316	25,255
資金移動業者		1,391	3,913	6,040
暗号資産交換業者		7,096	5,996	8,023
商品先物取引業者		50	256	320
両替業者		649	712	252
電子債権記録機関		10	4	5
その他		167	137	179
ファイナンスリース事業者		222	270	123
クレジットカード事業者		15,114	24,691	29,138
宅地建物取引業者		8	6	7
宝石・貴金属等取扱事業者		952	217	63
郵便物受取サービス業者		6	4	2
電話受付代行業者		0	0	0
電話転送サービス事業者		8	5	1
合計		417,465	440,492	432,202

【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	平成30年	令和元年	令和2年
捜査等に活用した情報数	314,296	307,786	325,643

疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例

特定事業者から届出が行われた疑わしい取引に関する情報がマネー・ローンダリング事犯及び前提犯罪の捜査等に有効活用されていることが分かるように、下記の事例を紹介。

- ✓ 組織的犯罪処罰法違反事件等
- ✓ 詐欺事件
- ✓ 出資法違反及び貸金業法違反事件
- ✓ 入管法違反事件
- ✓ 薬物事件
- ✓ 銀行法違反事件（地下銀行）
- ✓ 詐欺及び犯罪収益移転防止法違反事件

4. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

9

- ✓ FATF勧告、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考に、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客属性」の観点から、分析・評価を行っている。
- ✓ 各観点ごとの危険度の評価の概要は次のとおり。

(1) 取引形態と危険度

形態	危険度の評価
非対面取引	<ul style="list-style-type: none">・ 情報通信技術の発展、顧客の利便性を考慮した特定事業者によるサービス向上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策等を背景に、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。・ 非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなり、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。・ 実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。
現金取引	<ul style="list-style-type: none">・ 我が国における現金流通状況は、他国に比べて高い状況にある。・ 現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。・ 実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。
外国との取引	<ul style="list-style-type: none">・ 外国との取引においては、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。・ 実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。・ 適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引や多額の現金を原資とする外国送金取引等は危険度が高いと認められる。

4. 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

(2) 国・地域と危険度

危険度の評価

- ・ イラン及び北朝鮮との取引は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が特に高いと認められる。
- ・ イラン及び北朝鮮のほかにも、FATFは、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請していることから、当該国・地域との取引であって、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。

(3) 顧客の属性と危険度①

属性	危険度の評価
反社会的 勢力 (暴力団等)	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力団、準暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠であり、反社会的勢力によって行われている実態があることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。
国際 テロリスト (イスラム 過激派等)	<ul style="list-style-type: none">・ 国際連合安全保障理事会決議を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。・ しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポートにおいて、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。・ また、我が国においても、特定事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を免れて悪用され得ること等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

(3) 顧客の属性と危険度②

属性	危険度の評価
<p>非居住者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。
<p>外国の重要な公的地位を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。
<p>法人 (実質的支配者が不透明な法人等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、特に実質的支配者が不透明な法人に帰属させられた資金を追跡することは困難となる。 実際、詐欺等の犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

- ✓ 特定事業者においては、犯罪収益移転防止法等を踏まえた適切な取組を実施し、取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用されることを効果的に防止することが求められる。
- ✓ 特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の評価の概要はそれぞれ次のとおり。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

危険度の評価

- 預金取扱金融機関は、口座をはじめ、預金取引、為替取引、貸金庫、手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、これらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。
- 令和2年中に検挙された犯罪収益等隠匿事件における隠匿等の手口の多くは、他人名義の口座への振込入金であり、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

(2) 保険会社等が取り扱う保険

危険度の評価

- 資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

危険度の評価

- 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。
- また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(4) 信託会社等が取り扱う信託

危険度の評価

- 信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。
- 近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け

危険度の評価

- 貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 架空の人物等をかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義の口座に入金させる事例も認められ、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

危険度の評価

- 資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例や悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること、賃金の資金移動業者の口座への支払（ペイロール）や全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格を資金移動業者にも拡大することについての議論も進められていること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。

(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

危険度の評価

- 暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が各国において異なることから、犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。
- 実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を暗号資産交換業者を介して換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ロンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- さらに、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ロンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。加えて、預金取扱金融機関がマネー・ロンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ロンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を用いる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。
- 暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることができなくなり、危険度は依然として高い状態となる。

(8) 両替業者が取り扱う外貨両替

危険度の評価

- 外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ロンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、海外で得た犯罪収益である外貨を、情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ロンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

危険度の評価

- 近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、借借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

危険度の評価

- クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

危険度の評価

- 不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当された事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
- また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。

(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

危険度の評価

- 宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

危険度の評価

- 郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

危険度の評価

- 近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

危険度の評価

- 電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺の犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

(16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス

危険度の評価

- 法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。
- 実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、「宅地又は建物の売買に関する行為又は手続」、「会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続」、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分」といった行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

- 本調査結果を踏まえ、今後、所管行政庁は、特定事業者に法令上の義務の履行を徹底させる取組を継続するとともに、所管する業態や特定事業者におけるマネー・ローンダリング等のリスクを的確に把握し、当該リスクに応じた指導・監督等を深化させていく必要がある。また、所管行政庁は、取組が低調な特定事業者に対して、行政指導も含めた適切な指導・監督を行うとともに、疑わしい取引の届出、体制整備等のマネー・ローンダリング等対策に関しての業界全体の底上げを図るために、業界団体等と連携して、特定事業者を取組に必要な情報や対応事例等を提供した上、所管する業態のマネー・ローンダリング等対策への取組の定着度を引き続き把握していく必要がある。
- 特定事業者は、法令上の義務を履行することは当然のことながら、法令違反等の有無を形式的に確認するだけでなく、疑わしい取引の届出を行う場合に該当しないか留意するほか、引き続き、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定し、実質的な対応を行う必要がある。特に、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が、他の業態よりも相対的に高い又は高まっていると認められている商品・サービスについては、それぞれのリスクに応じた実質的なマネー・ローンダリング等対策を適切に行い、危険度の低減措置を確実に図る必要がある。
- FATF第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府一体となってマネー・ローンダリング等対策を強力に進めるべく、令和3年8月に警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」が設置されるとともに、今後3年間の行動計画が策定・公表をされた。この行動計画は、マネー・ローンダリング等対策や拡散金融対策に関する法整備や執行面での改善を目指すもので、具体的には、国のリスク評価書の刷新、金融機関等の監督強化、実質的支配者情報の透明性向上、マネー・ローンダリング罪の起訴率の向上のためのタスクフォースの設置やこれを踏まえた捜査・訴追の実施、NPOの悪用防止等が掲げられている。今後、調査書で特定されたリスクを踏まえ、行動計画を着実に実施していくことが重要である。また、FATFの勧告を踏まえた法整備の検討を着実にを行うため、内閣官房に「FATF勧告関係法整備検討室」が設置された。

- さらに、国全体としてマネー・ローンダリング等対策の一層の推進を図るためには、所管行政庁や特定事業者等が連携して、国民にマネー・ローンダリング等対策について周知し、その重要性を理解してもらい、特定事業者等が行うマネー・ローンダリング等対策のための措置について協力を得る必要がある。そのためにも、所管行政庁及び特定事業者は、様々な手段・方法により、国民に対する広報活動を継続的かつ強力に推進していく必要がある。
- 今後、経済活動のグローバル化や新たな技術の普及等により、犯罪収益やテロ資金の流れがますます多様化することが見込まれる。このような中で、犯罪収益の移転やテロ資金供与の防止を効果的に行い、引き続き国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するためには、所管行政庁及び特定事業者が、上記のそれぞれの役割を十分に理解した上で、本調査書の内容や国内外の情勢変化を踏まえ、官民一体となってマネー・ローンダリング等対策に取り組んでいく必要がある。